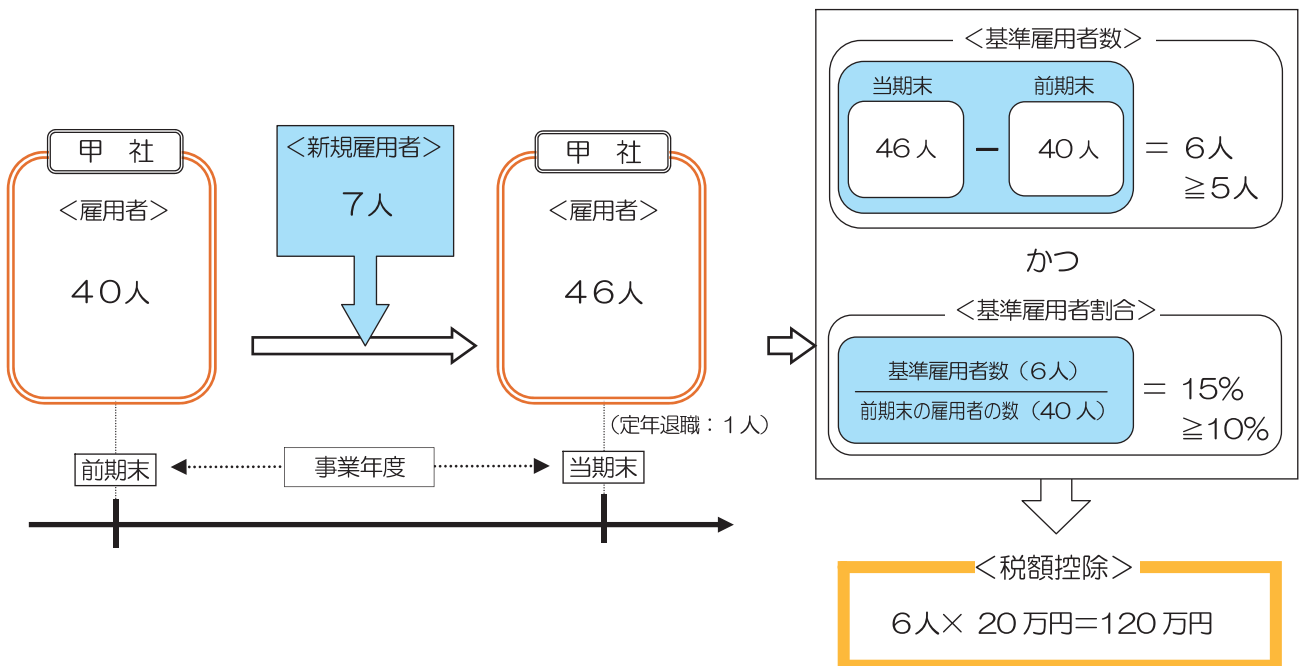


I 雇用促進税制の創設

【創設された制度の概要】

青色申告法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末の雇用者*1の数が前期末の雇用者の数に比して5人以上（中小企業者等*2については2人以上）及び10%以上増加していることにつき証明がされるなど一定の場合に該当するときは、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされました。ただし、当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額が限度とされています（措法42の12）。

《イメージ図》



○ 適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の①から⑤までの要件を全て満たしていることが必要です（措法42の12①②、措令27の12③、措規20の7②）。

① 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと。

② 基準雇用者数 ≥ 5人（中小企業者等については2人）

基準雇用者数とは、次の算式により計算した数をいいます。

$$\text{基準雇用者数} = \text{当期末の雇用者の数} - \text{前期末の雇用者の数}$$

③ 基準雇用者割合 ≥ 10%

基準雇用者割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}}$$

④ 給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額

イ 給与等支給額とは、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等（雇用者に対し

て支給するものに限られます。)の支給額をいいます。

ロ 比較給与等支給額とは、次の算式により計算した額をいいます。

比較給与等支給額

$$= \text{前期の給与等の支給額} + (\text{前期の給与等の支給額} \times \text{基準雇用者割合} \times 30\%)$$

⑤ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業（一定の事業を除きます。）を行っていること。

(注1) 前期とは、当期開始の日前一年以内に開始した各事業年度をいいます。

(注2) ④について、前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、所要の調整が必要です（措法42の12②七）。

○ 税額控除限度額の計算

この制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12①②）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{基準雇用者数} \times 20 \text{万円}$$

(当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額を限度)

申告に当たっての注意点

《税額控除》

イ この制度の適用を受けるためには、公共職業安定所に雇用促進計画の提出を行い、都道府県労働局又は公共職業安定所で上記適用要件の①から③までの要件について確認を受け、その際交付される雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しを確定申告書に添付する必要があります（措法42の12①、措令27の12①②、措規20の7①）。

(注) 上記雇用促進計画は、平成23年8月1日から公共職業安定所で提出の受付が開始されます。

雇用促進計画の提出に係る様式や手続方法等については、厚生労働省のホームページをご覧ください（平成23年7月下旬掲載予定）、所轄の公共職業安定所へお尋ねください。

ロ 次の事業年度については、この制度の適用がないこととされています（措法42の12①②一）。

(イ) 設立（合併による設立を除きます。）の日を含む事業年度

(ロ) 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度

(ハ) 清算中の各事業年度

ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の12④）。

《連結納税制度》

ニ 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の2、措令39の45の2、措規22の29）。

【用語説明】

(雇用者)

*1 この制度における雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者であるものをいい、使用

人から役員の特殊関係者及び使用人兼務役員は除かれます（措法 42 の 12②二、措令 27 の 12⑤）。

なお、役員の特殊関係者とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 役員の子族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 上記①②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ 上記②③の者と生計を一にするこれらの者の親族

（中小企業者等）

*2 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます。次の「Ⅱ 環境関連投資促進税制の創設」において同じです。

なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます（措法 42 の 4⑥⑫五六、措令 27 の 4⑩）。

- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
- ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

〔適用時期〕

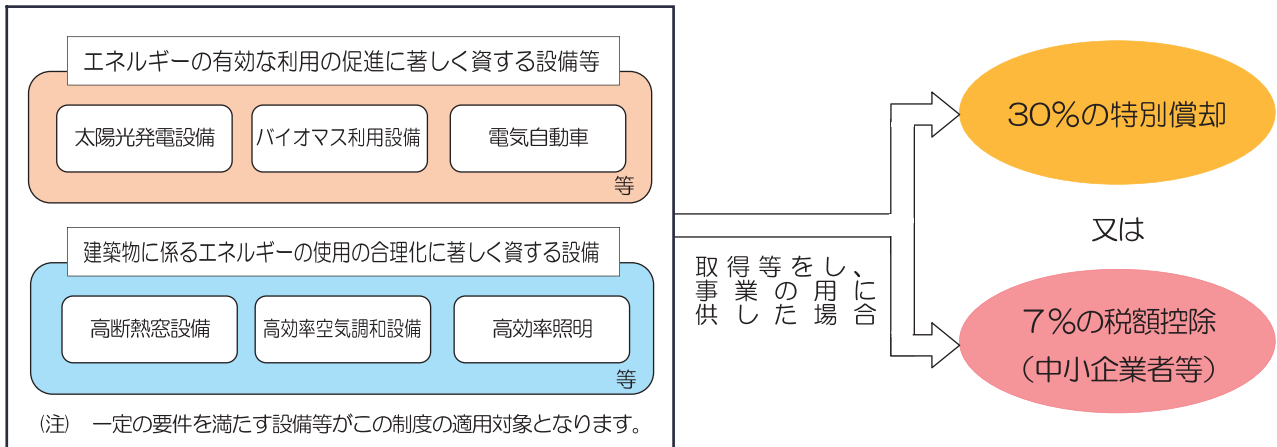
平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除きます。）分の法人税について適用されます（23 年 6 月改正法附則 50、67）。

Ⅱ 環境関連投資促進税制の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から 1 年以内に事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の 30%相当額の特別償却（中小企業者等については、7%相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとされました。ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の 20%相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとされました（措法 42 の 5 の 2）。

《イメージ図》



○ エネルギー環境負荷低減推進設備等

この制度の適用対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等とは、次に掲げる減価償却資産で、その取得又は製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものをいいます（措法 42 の 5 の 2 ①）。

イ エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
① 新エネルギー利用設備等（措法 42 の 5 の 2 ①一イ、措令 27 の 5 の 2 ①、平 23 財務省告示第 219 号一）	太陽光発電設備、風力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
② 二酸化炭素排出抑制設備等（①に該当するものを除きます。）（措法 42 の 5 の 2 ①一口、措令 27 の 5 の 2 ②、平 23 財務省告示第 219 号二）	熱併給型動力発生装置、コンバインドサイクル発電ガスタービン、高効率配線設備、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式工業炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、ガス冷房装置、高効率型電動熱源機

ロ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
① エネルギー使用合理化設備（措法 42 の 5 の 2 ①二イ、措令 27 の 5 の 2 ③、平 23 財務省告示第 219 号三）	高断熱窓設備、高効率空気調和設備、高効率機械換気設備、照明設備
② エネルギー使用制御設備（措法 42 の 5 の 2 ①二ロ、措令 27 の 5 の 2 ④、平 23 財務省告示第 219 号四）	測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

(注) 上記ロの①及び②の設備については、適用対象資産の全てを同時に設置することが必要とされて

います（措法 42 の 5 の 2①二、措令 27 の 5 の 2③④、措規 20 の 2 の 2①）。

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算されます（措法 42 の 5 の 2①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額} \times 30\%$$

○ 税額控除限度額の計算

中小企業者等が選択適用できるこの制度による税額控除限度額は、次の算式により計算されます（措法 42 の 5 の 2②）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額} \times 7\%$$

（当期の法人税額の 20%相当額を限度）

○ 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度においてこの税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができることとされています（措法 42 の 5 の 2③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

イ 次の場合には、この制度の適用を受けることはできません（措法 42 の 5 の 2①）。

(イ) 新エネルギー利用設備等又は二酸化炭素排出抑制設備等を貸付けの用に供した場合

(ロ) 新エネルギー利用設備等を電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業の用に供した場合

(ハ) エネルギー使用合理化設備又はエネルギー使用制御設備を住宅の用に供した場合

ロ エネルギー使用合理化設備は、その設備が設置された建築物が一定の基準を満たすものであることについて、その建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 74 条第 1 項に規定する所管行政官庁が確認した旨の証明書類を確定申告書又は仮決算による中間申告書に添付する必要があります（措令 27 の 5 の 2⑤⑥、措規 20 の 2 の 2②一）。

ハ エネルギー使用制御設備は、その設備が設置される建築物が一定の基準を満たすものであることについて、経済産業大臣が確認した旨の証明書類を確定申告書又は仮決算による中間申告書に添付する必要があります（措令 27 の 5 の 2⑤⑥、措規 20 の 2 の 2②二）。

《特別償却》

ニ 本制度の対象設備のうち、租税特別措置法第 42 条の 5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却）の対象設備に該当するものは、23 年 3 月改正法及び 23 年 6 月改正法で適用期限が延長された同条第 6 項に規定する即時償却制度の適用を受けることができます（措法

42の5⑥、68の10⑥、措令27の5、39の40)。

ホ 法人が所有権移転外リース取引(法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。)により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、特別償却の規定を適用しないこととされています(措法42の5⑧、42の5の2⑥、措令27の5⑫)。

ヘ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法42の5の2⑦)。

《税額控除》

ト 租税特別措置法第42条の5第2項(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により、エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した事業年度の法人税額から控除される金額がある場合には、当期の法人税額の20%相当額からその金額を控除した残額が、その控除の限度額となります(措法42の5の2②)。

チ 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法42の5の2⑧)。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

リ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受ける事業年度において、次の(イ)又は(ロ)の金額がある場合には、当期の法人税額の20%相当額からこれらの金額を控除した残額が、その控除の限度額となります(措法42の5の2③)。

(イ) その事業年度において事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき租税特別措置法第42条の5の2第2項の規定によりその事業年度の法人税額から控除される金額

(ロ) 租税特別措置法第42条の5第2項又は第3項の規定によりその事業年度の法人税額から控除される金額

ヌ 繰越税額控除限度超過額の控除の規定の適用を受けるためには、エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、この制度を適用する事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります(措法42の5の2⑨)。

《連結納税制度》

ル 連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の10の2、措令39の40の2、措規22の23の3)。

〔適用時期〕

平成23年6月30日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます(23年6月改正法附則51、65)。